

平成15年3月5日

日本弁護士連合会

会長 本林 徹 殿

市民のための法教育対策ワーキンググループ

座長 古井 明 男

「市民のための法教育」に関する提言書

1 法教育の必要性

(1) 生まれながらの「市民」はいない

日本国憲法は、個人の尊厳を認め、人権を保障し、このような国民の権利が侵されることのないような統治制度の基本を定めている。これに基づき、公法とよばれるものが、さまざまな制度を規律している。また、民法その他の私法や社会法、経済法と呼ばれるものは、自由で公正な社会を実現すべく、私人間の関係を規律している。そして、すべての法は、平和的に紛争を解決し、法過程を通じて正義を実現することを要請している。

すなわち、個人を尊重する自由で公正な立憲民主主義社会における「法」は、個人はそれぞれ異なった存在であることを認め、独自の善き人生を追求していくことを前提に、それぞれ異なる者が平和的に共存していくことを可能とする基本的枠組みを提供しているのである。

このような自由で公正な立憲民主主義社会を持続・発展させていくためには、国民一人一人が、立憲民主主義における法の役割、諸原理や諸制度についての十分な知識、この知識を応用する技能や法過程に参加する技能、さらには、他人を尊重し、各人の基本的権利を守り、法に従って法的問題を解決する姿勢を身につけなければならない。

このような意味で法的資質を備え、社会に対し積極的で責任ある行動をとれる国民を「市民」と定義するなら、立憲民主主義社会においては市民こそがその中核なのである。しかし、生まれながらの市民はおらず、不断の努力により市民を育成していかなければならない。

このような「市民」となるための、単に法的知識の取得に止まらない、法的知識を応用する技能・法的参加の技能の修得や法的問題を法に従って解決する態度形成などの法的資質を育成する教育を「法教育」と呼ぶならば、法教育は、幼稚園から成人までの学校や地域社会における教育的場面において、広く展開されなければならない。

(2) これまでの教育では足りない

学校教育においては、中学生・高校生を対象に「公民的資質の育成」の名の下、主として「社会科」「公民科」により上述した意味での法教育が予定されている。

我々弁護士も、主として高校生以上を対象として、これまで「憲法教育」「人権教育」「消費者教育」あるいは裁判傍聴・模擬裁判の実施などを通じて、このような役割の一部を担ってきた。

しかし、残念ながら一般の国民においては、今でも「法」と聞くと、権力者の秩序維持の道具と捉え、できることなら、「法」や「裁判」とは一生関わらないで過ごしたいと回避的な態度を取ったり、逆に、あらゆるものを機械的に解決する万能の規範であると捉え、ささいな困りごとに「人権救済」を訴え、行政により解決してもらおうと依存的な態度を取ったり、あるいは、法に反しない限り何をしてもかまわないという利己主義的な権利行使の態度をとったりする現象が見られるところである。

こうしたことは、これまでの学校教育においては、法に関して抽象的な知識の伝達に終始し、技能の修得や態度形成の視点が等閑視されてきたこと、幼稚園や小学生からの一貫した法教育という視点が欠落していること、また、弁護士の実践も、断片的、対処療法的知識の伝達に止まっていたこと、対象に対する継続的な教育ではなかったこと、中学生以下の子どもたちに対する教育という視点が欠けていたことなどが考えられるが、それはすなわち、教育関係者にも弁護士にも、上述したような意味での市民を育成するための法教育を提供するという視点を十分に持っていなかったことを意味すると考えられる。

今日、単に法的知識の伝達に止まらない、法的技能・態度形成を含めた法的資質を備えた市民を育成するための法教育を実施することは急務である。

(3) 現在の日本社会での必要性

現在の日本社会は、21世紀を迎え、あらゆる領域において重大な転換期にある。たとえば、価値観の多様化に伴い、道徳・慣習などの伝統的価値観による社会統制機能が低下し、法による社会統制の比重が高まりつつある。また、現在、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和などの各種の経済構造改革が進められており、これらの改革が実現した社会においては、自由競争・自己責任がこれまで以上に重視される。そのような社会で、国民が、自らの善き生を実現し、生き抜くためには、法過程に参加する技能や態度、法を積極的に活用していく能力が必要不可欠である。また、司法制度改革の一つとして、裁判に国民が関与する「裁判員」制度が導入されるが、そこでは国民に法曹と同一の法的資質が要求されているわけではないが、少なくとも、法的手続に従い、議論し、合意形成をするなどの法的な技能や、法の理念に従うという態度を備えているという意味で法的資質が要求される。司法制度改革が、法を真に国民のものとするためのものであるならば、何よりも国民に対してこのような意味での法的資質を育成するための教育が必要不可欠となるのである。

2 弁護士が関わることの必要性

そして、国民に対し広く法教育を実施することは、法律専門家である我々弁護士にとっても、その重要な責務の一つである。

弁護士は本来、法の専門家であるだけでなく、思慮分別があり責任ある行動をとれる「市民」であるはずである。そうだとすれば、市民となる法的資質を育成するために必要な教育内容を作

成したり、あるいは指導したりすることにもっとも適した人材であるはずである。我々弁護士は、これまでともするとその活動を法廷活動に限定してきたが、これからの司法改革とそれに伴う法曹人口の増加は、弁護士に法的知識・技能を公的に役立てることを益々求めることになるであろうし、我々もこうした要請に答えていかなければならない。こうした活動をすることによってこそ、弁護士や法に対する国民の信頼もまた得られることになるからである。

さらには、法教育ないし司法教育に関して、法務省ないし文部科学省が積極的に動き出そうとしているやに聞いているが、ことは民主主義の中核をなす「市民」を育てるという問題であり、市民の目からみた理想的市民を作るための教育内容としていかなければならない。そのためには、官主導ではなく、まさに在野法曹である弁護士こそが主導していかなければならないテーマなのである。

3 日弁連の委員会の目的・活動

A 暫定的達成目標

- ① 学校教育への法教育の導入
- ② 大人に対する法教育の整備

B 前提的課題

法教育の内容の確定

どのような形でどのような法教育をしていくべきか、弁護士はどのように関与していくべきかについての検討であり、なるべく早くこれを確定して、その後の日弁連の活動方針とする必要がある。

C 実践的課題

国民・各界への法教育の啓発活動、裁判所・法務省・文部科学省をはじめとした中央官庁、地方自治体、教育関係者への法教育のアピール活動

上記法教育の内容の確定を受けて、あるいはこれと並行して、法教育を広く普及させるべく、活動していく必要がある。

D 上記課題を達成するための当面の具体的活動内容

- a 委員による実験的授業の実施
- b 各単位会の弁護士による実験的授業の実施への呼びかけとその支援体制の整備
例えば、人的な支援や実験的授業のための教材づくりなど
- c 実際に行われつつある法教育の情報収集
- d 教育関係者とのネットワークづくり
- e 海外における法教育の実践の調査
- f 法教育に関するイベントの開催（例えばコンテストの実施など）

日弁連の行う法教育の目的を一言で言うならば、幼稚園児から成人まで、学校や地域社会での教育的場面において、法についての質の高い教育を普及、展開することに尽きると思われる。

ただ、問題は、法教育が、何よりもまず規範意識を取得する幼児段階からの学校教育において、継続的に取り入れられなければならないものであるのに対して、現状では全く不十分な状態にあるということである。

従って、日弁連としても、学校教育に法教育を取り入れるべく、国民、教育関係者や中央官庁に法教育を宣伝・啓発活動していかなければならないが、それに先行あるいは並行する形で、どのような形で法教育を学校教育に取り入れるべきかについて教育関係者と連携して調査研究していかなければならない。その中で、弁護士がどのような形で法教育に関与していくべきかも議論していかなければならない。

他方で、成人層に対する法教育の方法も検討していかなければならない。

このように法教育の概念が定着していない現段階では、法教育委員会の目的・活動は、暫定的・段階的なものとならざるを得ない。学校教育に法教育がどのような形で定着するかにより、その後の委員会のあり方も自ずと変わってくることになる。例えば、学校教育に正式な科目として法教育が取り入れられることになれば、法教育プログラムや教材の情報収集や評価、教員へ法的知識の指導といった後方支援的な役割にとどまることが考えられる。これに対して、課外授業的な取り入れられ方にとどまる場合は、より積極的に法教育プログラムや教材を開発したり、学校に弁護士を派遣したりする必要が出てこよう。後者の場合には、それなりの財政的負担が予想されることからすれば、あるいは法教育財団のようなものを作る必要性も生じてこよう。

また、成人層に対しては、各種委員会で、法教育の一部といえるものを実施しており（例えば、模擬裁判、裁判傍聴、裁判員模擬裁判など）、これらをどう調整していくかも問題となろう。

当面の具体的活動内容としては、弁護士による実験的授業の実施が大きな柱になると考える。1コマでもいいから、弁護士が実際に学校に行って授業をすることにより、弁護士自身が法教育の重要性を認識することにもなるし、国民や教育関係者への啓発にもなる。しかも、それによっではじめてどのような法教育が望ましいかも見えて来るであろう。

そして、それは全国的に行ってこそ、最大の効果を発揮するものであり、各単位会の協力が必要不可欠である。そのためにも、早い段階で実験的授業のための教材やマニュアルを作成する必要がある。

その他、法教育の内容を確定するためにも、各種の調査・情報収集を行う必要がある。

また、前述したようにこれまでの法教育的実践との調整の問題はあるが、例えば、法の日などに、法教育に関するイベントを開催することも必要であろう。

4 委員会の設置、およびそれに向けての各単位会・弁護士への啓発

このような意味での法教育について、関東弁護士会連合会平成14年度（第49回）定期大会において、「子どものための法教育」に関する宣言がなされ、そこにおいて、「『法律専門家』ではない人々を対象に、法とは何か、法がどのように作られるか、法がどのように用いられるのかについて、その知識の修得に止まらず、それらの基礎にある原理や価値、例えば、自由、責任、人権、権威、権力、平等、公正、正義などを教えるとともに、その知識等を応用して使いこなす具体的な技能と、さらにそれをふまえて主体的に行動しようとする意欲と態度について併せ学習

し身につけさせる機会、すなわち『法教育』を提供する必要がある。」とし、さらに「このような法教育の研究、カリキュラムの開発、情報交換等を、弁護士会全体として継続的かつ専門的に行う組織が必要と考え、日本弁護士連合会に対し、法教育のための専門委員会等を早急に設置することを要望する。」としている。

これは誠に時機を得た宣言であり、我々市民のための法教育ワーキンググループ委員一同もまた、日本弁護士連合会が、国民に対し、広く「法教育」を普及・実践していくことが弁護士の責務であることを認識し、「市民のための法教育」を研究・推進する専門委員会を設置されるよう提言する。

また、上記宣言がなされたとはいえ、法教育という概念が、各単位会や個々の弁護士にとってはまだまだなじみのないものであることに鑑み、上記委員会の設置に先立ち、法教育の意義・重要性について早急に各単位会・弁護士に対し、啓発・宣伝するようあえて付言する。法教育の全国的な普及活動を展開するためには各単位会・弁護士の協力が必要不可欠であり、単に上記委員会に委員を送り込むだけでは足りず、各単位会にも法教育を担う相応の受け皿を設置してもらう必要がある。そして、平成15年6月に委員会を立ち上げるためには、4月までに各単位会での上記委員会に対応する受け皿づくりをする必要があると考えるからである。

5 委員会の構成

上述したように、法教育を国民に広く提供することが弁護士にとっても重要な責務の一つであること、当面、全国的規模での実験的授業を実施することが必要不可欠であることからすれば、できれば各単位会から1名以上の委員を選出する形が望ましいと思われる。しかし、この点は、予算的な制約もあろうから会長に一任する。

ただ、教育に関する委員会であるから、委員会自体にも教育関係者等の協力が必要不可欠であり、外部委員を予定するなど、弁護士以外の適宜の人材の協力が得られやすい形を考慮していただきたい。